

2025 年度 三重県ゴルフ連盟主催競技 行動規範

2025 年度三重県ゴルフ連盟(以下、MGA)主催競技において、MGA 競技委員会は規則 1.2b に従い下記のとおり行動規範を規定する。

1. プレーヤーはすべてのプレー禁止区域に立ち入ることを禁止する。

2. プレーヤーの受け入れられない行動とは：

- ・ コースの保護をしない。
(バンカーをならさない、ディボットを元に戻さない、目土をしない等)
- ・ 受け入れられない言動。
- ・ クラブやコースを乱暴に扱う(クラブを投げる、コースを損傷させる等)。
- ・ 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者または観客に失礼な態度をとる。
- ・ 円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し、合理的理由もなく無視あるいは拒否すること。

3. MGA 主催競技における服装について(ドレスコード)

競技開催クラブのドレスコードを最優先に遵守すること。また、下記のことを推奨とする。

- 1) 来場の際はジャケットまたはブレザーを着用する。
- 2) プレーの際はゴルフウェアまたは襟付きスポーツシャツを着用する。
- 3) ジョギングパンツ、トレーナー、作業衣、ジーンズ、Tシャツ、迷彩柄のウェア、カーゴパンツ等一般にゴルフウェアでないものの着用は不可とする。
- 4) 危険防止のためプレーの際は帽子を着用する。
- 5) プレーの際はシャツの裾はズボンの中に入れる。
- 6) タオル等を腰、首、肩に巻いたり、下げたりすることを不可とする。

4. 行動規範の違反に対する罰

- | | | |
|-----------------|---|--------------------------------------|
| ・ 行動規範の最初の違反 | … | 警告(次の違反は罰を受けることを告げられる)
あるいは委員会の制裁 |
| ・ 2 回目の違反 | … | 一打の罰 |
| ・ 3 回目の違反 | … | 一般の罰 |
| ・ 4 回目の違反や重大な非行 | … | 失格 |

5. 重大な非行とは:

無届欠場、スコアなどの改ざんを含む。

＊ 重大な非行には下記の制裁、処分がある場合がある。

<1.2a/1…重大な非行の意味>

規則 1.2a の「重大な非行」という言葉は、競技会からプレーヤーを排除するという最も厳しい制裁措置が正当化されるほどに、ゴルフで期待される規範から大きく逸脱したプレーヤーの非行を扱うことを意図している。

そうしたことには、不誠実、別のプレーヤーの権利を妨げる、あるいは他人の安全を脅かすことを含む。

委員会はすべての状況を考慮してその非行が重大であるかどうかを決定しなければならない。

委員会がその非行が重大であると決定したとしても、最初の違反でプレーヤーを失格にする代わりに、その非行を繰り返したり、同様の非行があった場合には失格にするとプレーヤーに警告することがより妥当であるという見解をその委員会が持つこともある。

6. 制裁及び処分

- i) 戒告、口頭による注意
- ii) 文書による注意、始末書の提出
- iii) MGA 主催競技の期間を定める出場停止
- iv) MGA 主催競技の無期限出場停止

以上